

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令案」に関する意見募集の結果について

令和6年11月29日

こども家庭庁支援局障害児支援課

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令案」について、令和6年7月26日（金）から令和6年8月24日（土）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する こども家庭庁の考え方
1	栄養士免許を持たない管理栄養士を児童福祉施設に配置することは改悪であり、反対する。	栄養士免許を持たない管理栄養士は管理栄養士養成施設卒業者に限られており、当該者については栄養士として必要な知識及び技能を修得していることを確認することができるため、当該者が管理栄養士になった場合に児童福祉施設等に配置することとしても問題はないと考えております。